

8 予算措置や市民説明等の今後の対応について

参考資料

(1) 予算措置等

令和7年12月市議会定例会に、不具合箇所などへの対応に関する設計変更や工期延長などへの対応に係る工事費等の補正予算議案（令和7年度予算の変更及び債務負担行為の設定等）を提出する予定です。また、補正予算の議決後に工事費の増額及び工期延長の変更契約の締結手続きを進める予定です。

なお、工事費は、現在の約84.2億円から約111.2億円（約27.0億円増）となり、工事監理委託料を含めた総額は約113.1億円となる見込みです。

項目	現在の工事費等 (総額)	増加額				変更後の工事費 等（総額）
		設計変更	工期延長に伴う 共通費	インフレスライド	計	
工事費	約84.2億円	約6.7億円	約17.0億円	約3.3億円	約27.0億円	約111.2億円
工事監理 委託料	約1.3億円	—	約0.6億円	—	約0.6億円	約1.9億円
合計	約85.5億円	約6.7億円	約17.6億円	約3.3億円	約27.6億円	約113.1億円

※「労働会館改修工事」「労働会館改修電気設備工事」「労働会館改修空気調和設備その他工事」は、変更後の金額が議案審査時の契約金額から10%を超えるため、変更契約議案を令和8年3月市議会定例会に提出予定です。

(2) 市民説明

市民の皆様には、川崎市民館・労働会館の供用開始が更に延期となり、御不便をおかけする期間が長くなることから、今後、利用団体、町内会等に対して、今後の対応やスケジュール等を説明してまいります。

9 改修工事と改築工事との比較について

参考資料

(1) 前提条件

- ・令和5年8月の総務委員会・文教委員会 所管事務報告「（仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備について」にて報告した「改修と改築の比較検討」をベースとして、改修工事と改築工事における工事費と供用開始時期を比較しました。
- ・改修工事は、令和6年3月の契約後に行った設計変更や工期延長を踏まえた現工事の実績とし、改築工事は、令和5年8月時点で試算した工事費・工期に基づき、地中埋設物の撤去など現改修工事における変更等を加味して算出しました。
- ・各不具合事項の一つ一つに対して、構造の安全性の確認を行い、必要に応じて補修等を行いながら工事を継続しており、改修工事による建築物の構造の安全性に問題はありません。

(2) 工事費の比較

・令和5年8月時点の比較では、改築は、構造躯体の新設に加えて、既存構造躯体の解体・撤去が必要となることから、改修に比べて約24.6億円高くなる試算です。

・現時点の比較では、改築工事費は約116.5億円となる見込みで、改築は改修に比べて約5.3億円高くなる試算です。

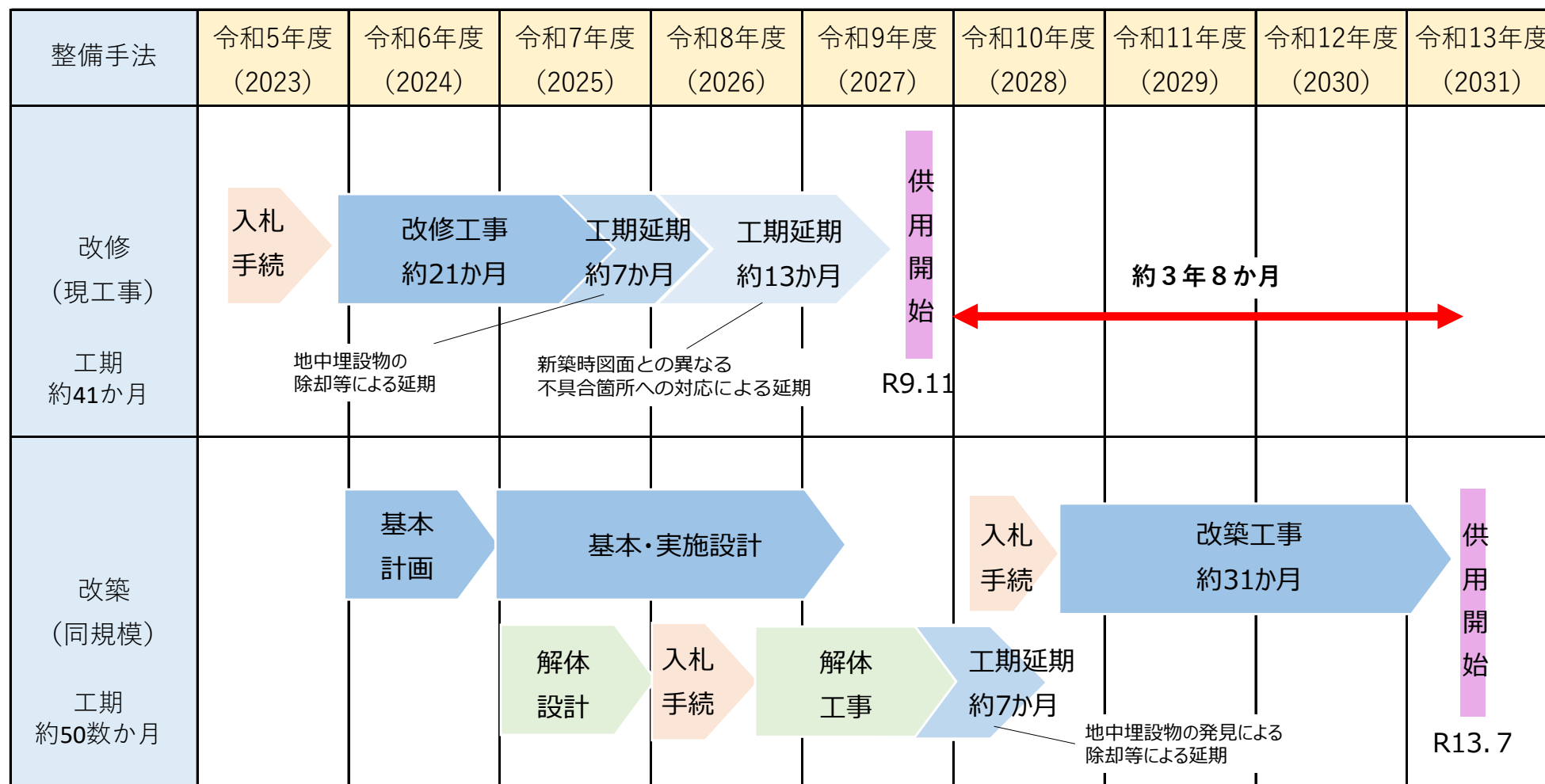
			改修（現工事）	改築（同規模）	差
令和5年8月 常任委員会報告			約79.1億円	約103.7億円	▲24.6億円
令和6年3月 契約締結			約77.4億円 （入札差 約1.7 億円）	—	
工事 内容 の 変 更 等	R6 契約 変更	シートパイルの撤去等	+ 約2.9億円	+ 約12.8億円 地中埋設物への対応等	
		特例措置（労務単価等の上昇に対応）	+ 約3.9億円		
	R7 変更 見込	竣工時図面と異なる不 具合箇所等への対応	+ 約23.7億円		
		インフレスライド（労務単 価等の上昇に対応）	+ 約3.3 億円		
令和7年11月時点 試算			約111.2億円	約116.5億円	▲5.3 億円

9 改修工事と改築工事との比較について

参考資料

(3) 供用開始時期の比較

・現改修工事では、地中埋設物の除却や新築時図面と異なる不具合箇所への対応等による2度の工期延長が20か月となることから、工期は約41か月となり、供用開始は令和9年11月になる予定です。実際に改修と改築の比較を行った**令和5年度の時点で改築工事を選択していた場合**、基本計画や基本・実施設計の作成、労働会館の解体設計・解体工事が必要となることなどから、**改修より約3年8か月遅い、令和13年7月頃の供用開始となる見込み**です。



(1) 管理運営について

ア 指定期間

令和9年11月から令和15年3月末まで（5年5か月）とする予定です。

それに伴い、令和8年7月頃に指定管理者の募集を行う予定です。

イ 指定管理業務

指定管理者が管理する範囲は、「川崎市民館・労働会館」、「川崎市民館・労働会館大師分館及び田島分館（以下「市民館・労働会館分館」という。）」、「川崎図書館大師分館及び田島分館（以下「図書館分館」という。）」とします。

指定管理者の主な業務		対象施設
社会教育振興事業	・識字学習活動、高齢者セミナー、平和・人権、男女平等推進学習等の事業を実施	川崎市民館・労働会館 市民館・労働会館分館
勤労者福祉事業	・労働学校、勤労者福祉セミナー、勤労者資格取得講座等の事業を実施	川崎市民館・労働会館
図書館事業	・図書館資料管理、読書普及等を実施	図書館分館
館の運営に関する業務	・施設・設備の利用提供、利用予約業務	川崎市民館・労働会館 市民館・労働会館分館
	・飲食・物販事業 ・図書コーナーの管理運営 労働資料等を収集管理、「労働資料デジタルアーカイブ」を活用した情報発信	川崎市民館・労働会館

10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

参考資料

ウ 施設予約の方法

ルーム、教養室等の主な諸室については川崎市公共施設利用予約システム（ふれあいネット）での予約とします。

ホールやミニホール、ギャラリーについては直接来館による申請とします。

主な施設		予約方法
ルーム、教養室、オンラインルーム		・ふれあいネットで利用申請を行います。
ふれあいネット対象外施設		・直接来館による申請とし、同一日に複数の利用希望者がいる場合は抽選とします。 (指定管理者から別途システム利用の提案があった場合は直接来館以外の申請を可能とします。)
	ホール	・1年前の月の1日に来館し、利用申請を行います。
	ミニホール	・6か月前の月の1日に来館し、利用申請を行います。
	ギャラリー	・3か月に1回（1・4・7・10月）の受付開始日に来館し、利用申請を行います。

事前申請（利用申込期間よりも前の利用申請）の対象や要件については、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本とします。

エ 利用料金の支払方法及び減免措置

利用料金の支払方法は原則として窓口で現金又はキャッシュレス決済での事前払いになります。

利用料金については、減免（減額又は免除）することができるものとし、その対象や要件については、これまでの教育文化会館及び労働会館の取扱いを基本とします。

なお、新たに有料とした駐車場については、施設利用者については原則として1時間を無料、障害のある方等は所要時間を無料とします。

オ 飲食に関する利用ルール

原則として、懇親会など飲食を伴う利用を可能とします。また、一部のルーム等においてはケータリングやアルコールを含む飲食も可能とします。ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食は、事前の申請を必要とします。

(2) 労働資料について

ア 労働資料室の概要

労働資料室については、労使に関する各種資料を収集・整備し、情報提供や分析を行うことで、勤労者の地位向上を図ることを目的として、昭和51年10月、労働会館内に設置されました。

現在は、川崎市民館・労働会館の再編整備に伴い、令和5年8月から教育文化会館内に仮移転しており、川崎市民館・労働会館の供用開始後は、労働資料に加え、新たに一般図書や児童書などを配架し、図書コーナーとして移転する予定です。



【図書コーナー】

イ 今後の方向性

現在の労働資料室では、労働組合、社会科学、行政関係など約41,000点（冊）の資料を収蔵していますが、川崎市民館・労働会館への移転後は、施設の複合化に伴い書庫のスペースが減少することから、資料の整理が必要となります。

そのため、外部有識者で構成される「川崎市労働資料等に関する懇談会」の意見を踏まえて設定した、労働資料室のコンセプト「産業都市川崎の礎にふれて、『未来の働く』を考える拠点」に基づき、令和7年12月頃に「（仮称）川崎市労働資料室 労働資料等収集要綱」を策定し、労働資料等の収集・廃棄等を行っていく予定です。

ウ 「（仮称）川崎市労働資料室 労働資料等収集要綱」の考え方

（ア） 基本方針

労働関係の資料を専門的に取り扱う専門図書館として、労働資料室のコンセプトに合致する労働分野及びそれに関連する分野の資料を収集します。

10 川崎市民館・労働会館の運営に関する検討状況について

参考資料

(イ) 収集資料

次のいずれかに該当する労働資料等を購入、受贈、交換、複製、制作の方法により収集します。

川崎市の労働史、産業史に関する資料	「未来の働く」を考えるために必要な資料	
川崎市の労働運動の歴史に関するもの	労働法制、労働事情、雇用、労働問題に関するもの	労使関係、労働組合、労働運動、労働環境に関するもの
川崎市の産業や市内企業の歴史に関するもの	労働者の新しい働き方に関するもの	労働者の能力開発に関するもの
川崎市の産業史、労働史を理解する上で、必要なもの	労働者福祉に関するもの	その他、労働分野の情報を理解する上で必要なもの

(ウ) 除籍

質の高い資料構成を維持し、適切に市民の利用に供するため、資料構成、利用者の需要、資料の保存価値及び収蔵能力等を総合的に勘案し、労働資料室のコンセプトに合致しない労働資料等を除籍します。

(エ) 廃棄

除籍資料は原則として、廃棄するものとします。ただし、再利用が可能なものは、他施設への移設若しくは団体又は個人への譲渡を検討した上で、廃棄します。

除籍資料	収集要綱策定後に収集した資料	収集要綱策定前に収集した資料
不用資料	汚損や破損等により、利用に耐えられない資料	
	コンセプトに合致しなくなった資料	コンセプトに合致しない資料
	極端に利用の減少した資料	—
	保存年限を経過した資料	—
亡失資料	所在が不明の資料	
	利用者から返却されない資料	
	利用者が汚損、破損又は紛失した資料	

(オ) 収集資料等の決定

収集資料及び除籍資料については、原則として、策定した要綱に基づき判断することになりますが、予算には限りがあることや、要綱に該当するかの判断が難しいケースが想定されることから、懇談会での意見を踏まえ、庁内検討会議で決定します。なお、川崎市民館・労働会館の供用開始後は、新たに設置予定の川崎市を中心とした「（仮称）川崎市民館・労働会館図書コーナーにおける労働資料等選定委員会」において、収集資料等を決定します。

11 これまでの労働会館及び教育文化会館の再編整備にかかる経過について

参考資料

	事項	供用開始 (予定) 時期	工事費	供用開始時期の延期、 工事費増額の要因
平成30 (2018) 年 3 月	川崎区における 市民館機能のあり方	平成34 (2022) 年度	—	—
平成31 (2019) 年 3 月	再編整備に 関する基本構想	平成34 (2022) 年度	—	—
令和 3 (2021) 年 1 月	再編整備 基本計画	令和 6 (2024) 年度	約48.0億円	●特定天井、耐震対策（約2年） ※ホール天井改修、耐震補強工事 等
令和 4 (2022) 年 8 月	管理運営計画	令和 6 (2024) 年度	約49.6億円	●労務費の増額（約1.6億円）
令和 5 (2023) 年 2 月	実施設計 (常任委員会報告)	令和7 (2025) 年1月	約69.1億円	●物価高騰による増額（約8億円） ●詳細設計による増額（約12億円）
令和 5 (2023) 年8月	入札不調 (常任委員会報告)	令和 8 (2026) 年2月	約79.1億円	●再発注に向けた取組、再入札等（約10か月） ●工事期間の変更（約3か月） ●物価高騰及び工期変更による共通費の増額（約10億円）
令和 6 (2024) 年3月	工事請負契約締結	令和 8 (2026) 年2月	約77.4億円 (契約額)	—
令和6 (2024) 年10月	シートパイルの除却等、 特例措置 (常任委員会報告)	令和8 (2026) 年9月	約84.2億円	●シートパイルの除却等（約7か月） ●シートパイル除却等による増額（約2.9億円） ●特例措置による増額（約3.9億円）
令和 7 (2025) 年 5 月	竣工時図面との異なる 不具合箇所の確認 (常任委員会報告)	令和 9 (2027) 年 5 月以降	—	●工期延長（少なくとも7か月）
令和7 (2025) 年11月	竣工時図面との異なる 不具合箇所への対応 等 (常任委員会報告)	令和 9 (2027) 年11月	約111.2億円	●工期延長（少なくとも7か月）→（約13か月） ●不具合箇所への対応等による増額（約23.7億円） ●インフレスライドによる増額（約3.3億円）

12 川崎市民館・労働会館のフロア構成等について

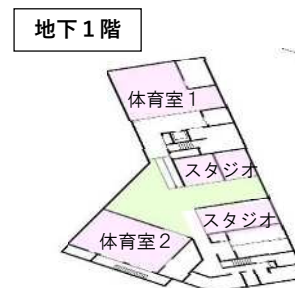
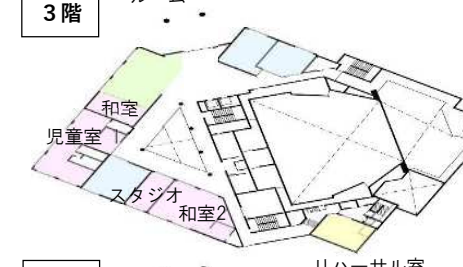
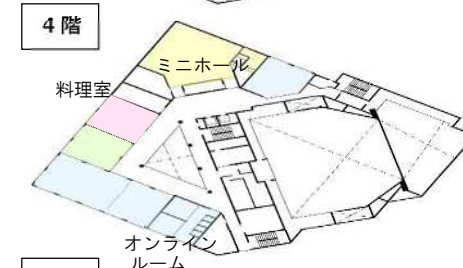
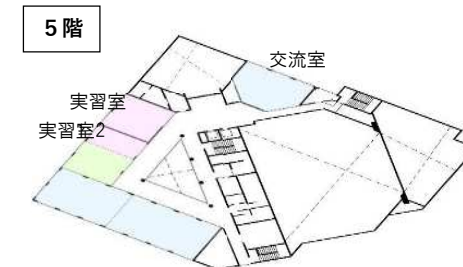
参考資料

1 フロア構成

川崎市民館・労働会館		
所在地	川崎区富士見2丁目5番2号	
開設年月	令和8（2026）年9月	
規模	地上5階地下1階	
建築面積	3,167.26㎡	
延床面積	10,031.43㎡	
施設内容	5階	ルーム（2）、実習室（2）、交流室、オープンスペース
	4階	ミニホール、楽屋、ルーム（3）、オンラインルーム（7）、料理室、オープンスペース
	3階	リハーサル室、ルーム（3）、スタジオ、和室（2）、児童室、オープンスペース
	2階	ホール客席、楽屋（2）、ルーム（2）、図書コーナー、市民活動コーナー、事務室、ロッカースペース、オープンスペース
	1階	ホール、楽屋（3）、ルーム、音楽室、市民ギャラリー、売店・飲食スペース、ロッカースペース、オープンスペース
	地下1階	体育室（2）、スタジオ（3）、更衣室、オープンスペース

※（ ）は部屋数を示す。

	ホールエリア
	多目的に利用できる部屋
	運動・音楽・料理・工作ができる部屋
	オープンスペース



12 川崎市民館・労働会館のフロア構成等について

参考資料

2 主な施設

ホール

定員672人のホール、定員150人のミニホールの2つを配置します。ホールは1階部分全体を平土間として利用できるほか、楽屋やリハーサル室を設けます。ミニホールはミニホール全体を平土間として利用できるほか、楽屋を設けます。



ホール（定員672人）



ミニホール（定員150人）

多目的室

ルームは、会議や研修のほか、軽運動や工作等の様々な用途で利用できます。
交流室は、会議や懇談会等での利用ができます。



ルーム



12 川崎市民館・労働会館のフロア構成等について

参考資料

教養室

●体育室

卓球やダンス等の軽運動等で利用できます。
設置されている運動器具や壁面の鏡を利用した活動ができます。



●スタジオ

楽器・音楽器材、壁面の鏡等を設けてあり、音楽活動や軽運動等で利用できます。時間単位の貸出しを行います。



●音楽室

楽器の演奏や合唱等の音楽活動等で利用できます。



●和室

炉や水屋等を設けた畳敷きの空間として、日本文化の学びや交流等の活動に利用できます。



●料理室

調理台や調理器具等を利用して料理をすることができます。



●実習室

作業台や流し台等を設けてあり、工作や絵画、洋裁等の創作活動に利用できます。



※画像はイメージのため、備品等変更になる場合があります。

その他施設

●図書コーナー

約1万2千冊の図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。図書等は、現在の労働資料室の書籍に加え、新たに一般書や児童書等を配架し、貸出しも行います。



●市民活動コーナー

川崎区の市民活動コーナーです。市民活動団体が打合せやグループワーク等に利用できるよう運営します。



●市民ギャラリー

可動展示壁やスポットライト等を備えた市民の作品展示の場です。



●売店・飲食スペース

食品や飲料等の販売を行う売店・飲食スペースを設置します。



●オンラインルーム

少人数の打合せスペースや個人ブースにより、オンライン会議の場等に利用できます。時間単位の貸出しを行います。